

## 浜田市地域支え合い生活支援事業補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、高齢者の生活支援を行う地区まちづくり推進委員会に対し、その事業に要する費用の一部を補助することにより、住民相互の助け合いによる活動の推進を図り、もって中山間地域においても安心して住み続けることのできる環境を整備することを目的とし、その補助金の交付に関しては、浜田市補助金等交付規則（平成17年浜田市規則第56号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地区まちづくり推進委員会 浜田市地区まちづくり推進委員会認定要綱（平成23年浜田市告示第39号）の規定に基づく地区まちづくり推進委員会として認定された団体をいう。
- (2) 生活支援サービス 高齢者世帯を対象とした有償のサービスで、次に掲げるものをいう。
  - ア 草刈り、草取り、除雪、雪下ろし、掃除、片付け及び家事支援
  - イ その他市長が必要と認めるサービス
- (3) 高齢者世帯 生活支援サービスを利用する時点において、市内に住所を有する70歳以上の者のみで構成された世帯をいう。
- (4) 利用者負担額 生活支援サービスを利用する際に高齢者世帯が負担する額をいう。
- (5) 利用者負担基準額 生活支援サービスの提供に従事する者1人当たり1,000円に、当該従事した時間を乗じて得た額をいう。

### (補助対象者)

第3条 補助の対象となる者は、地区まちづくり推進委員会とする。

### (補助対象事業)

第4条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、地区まちづくり推進委員会が提供する生活支援サービスであって、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 高齢者世帯からの依頼に基づき実施するもの
- (2) 地区まちづくり推進委員会若しくはボランティア団体又は地区まちづくり推進委員会と生活支援サービスの提供について連携することを

定めた協定書等（以下「協定書等」という。）を締結した団体等が実施するもの

(3) 依頼した高齢者世帯が居住する地区まちづくり推進委員会の区域内で実施するもの

（補助対象経費）

第5条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する経費とする。

（補助金額等）

第6条 補助金の額は、補助対象経費の額から、利用者負担額の合計額又は利用者負担基準額のいずれか多い額を控除した額（当該補助対象経費に対して他の補助金等の交付を受けるときは、当該補助金等の額を控除した額）とする。ただし、1年度につき地区まちづくり推進委員会の区域に属するまちづくりセンターの数に30万円を乗じて得た額を限度とし、補助金の総額については、予算の範囲内とする。

（交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、地域支え合い生活支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、事業開始7日前までに市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

(3) 協定書等の写し（協定書等を締結した団体等に限る。）

(4) その他市長が必要と認める書類

（交付決定）

第8条 市長は、前条の申請があったときは、速やかに内容を審査し、補助の可否を決定し、地域支え合い生活支援事業補助金交付決定（却下）通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（変更承認申請）

第9条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、規則第9条第1項に規定する事由が生じたときは、地域支え合い生活支援事業変更承認申請書（様式第3号）を市長に提出し、あらかじめその承認を受けなければならない。ただし、市長が別に定める軽微な変更については、この限りでない。

2 前条の規定は、前項の規定による承認をする場合について準用する。

（実績報告）

第 10 条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに地域支え合い生活支援事業実績報告書（様式第 4 号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 補助事業の成果を証する書類
- (4) その他市長が必要と認める書類  
（交付額の確定等）

第 11 条 市長は、前条の実績報告を受けたときは、速やかに内容を審査し、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、地域支え合い生活支援事業補助金確定通知書（様式第 5 号）により補助事業者に通知するものとする。

（交付請求）

第 12 条 補助事業者は、補助金の交付を請求しようとするときは、地域支え合い生活支援事業補助金交付請求書（様式第 6 号）に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第 13 条 市長は、虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付を受けた者に対し、その決定を取り消し、又は補助金の返還を命ずるものとする。

（その他）

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（この要綱の失効）

- 2 この要綱は、令和 8 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。